

第3回青森市特別職報酬等審議会 会議概要

【開催日時】 平成26年9月25日(木) 16:30～19:15

【開催場所】 青森市役所 庁議室

【出席委員】 石田憲久委員、佐々木信一委員、今善樹委員、敦賀仁委員、
木村良一委員、福土隆三委員、田村早苗委員、松宮俊洋委員、
鎌田和子委員、三国谷清一委員 《計10名》

【事務局】 総務部長 嶋口幸造、総務部理事 鈴木裕司、人事課長 山谷直大、
人事課副参事 三浦大延、人事課主幹 田村亜希世、人事課主事 長内寛幸
《計6名》

【会議次第】

- 1 開会
- 2 審議
- 3 次回日程について
- 4 閉会

【審議会議事要旨】

○山谷人事課長

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。会議の議長は、審議会条例の規定により、会長がつとめることとされておりますので、会長よりよろしくお願い致します。

○福士会長

では、第3回特別職報酬等審議会を開催致します。

条例により、委員の過半数が出席した場合には審議会が成立することとなっておりますので、今日の審議会は成立致しますのでその旨お伝えします。

前回の会議で、市長・副市長の給料について、一応の決まりを見たわけですが、今回はそれに引き続きまして、議員さん方、議長、副議長の議員報酬をどうするかということで、その具体的な額について決めていただければと思います。そして、それらと実施時期も決めたあとで、市長・副市長のことも含めて、改めて決議（決）をとりたいと思いますのでよろしゅうございますね。決議（議決）は、出席委員の過半数をもって決めることとされているので、これもお含みおきいただきたいと思います。

それから、議員というものをどういうふうに捉えるのか、いろんな識者がそれぞれの見解を述べておられるわけですが、私どもの審議のひとつの拠り所ということで、みなさんの共通の理解を得るということで、それについて事務局から報告させていただきます。

それと、私のほうでも事務局とも協議しまして、わたしなりの試案を提案させていただきたいと思っています。これも、あとから、審議のひとつのたたき台といいますか、議論を効率よく進めたいということもあり、試案として打ち出させていただきましたので、それもあとから事務局から報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、事務局から、議員に関するいろんな見解と試案について御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山谷人事課長

それでは、御説明致します。

既にお配りしておりました資料を御覧いただきたいと思います。

はじめに、資料28ですが、山梨学院大学の江藤教授が、「自治体議会学」という著書の中で議員報酬について詳しく論述しておりますので、御紹介したいと思います。

資料のインデックスに記載しておりますが、江藤教授のプロフィールにつきましては、専攻は地域政治論で、山梨県経済財政会議委員、三重県議会議会改革諮問会議会長、第29次・第30次地方制度調査会委員、マニフェスト大賞審査委員などを歴任されております。

それでは、その論稿を見て参りたいと思います。インデックスを捲っていただきまして、資料の 1 枚目が著書の表紙でございます。

それを捲っていただきまして、著書の 7 ページ目からでございますが、江藤教授が著書全体を通じて「機関競争主義」という言葉を用いておりますので、江藤教授の考えを理解し、議員報酬を考える前提として、まず、この「機関競争主義」という言葉の内容を理解することが必要だと思われます。

更に 1 枚捲っていただきまして、この資料の 8 ページ目を御覧ください。「機関競争主義の意義」という見出しが付いた部分です。

主に黄色のマーカーを塗った部分について御紹介申し上げますが、「日本の地方政府形態は、議員と首長を直接住民が選出するものである」、「このことで、議事機関である議会と、首長が統轄する執行機関が政治過程全体にわたって切磋琢磨することを目指している」としています。続いて、後から 2 行目ですが、「この地方政府形態を採用しているのは、それぞれの機関が得意とする分野を活かして政治過程にかかわることにより、よりよい地域経営ができることを目指しているからである」とし、9 ページ目にかけて、「合議制の議会（議事機関）では、意思形成は容易ではなく一貫性を保つことが難しいが、多元的な利益を反映するとともに、審議過程で争点を明確にすることは優れている。「統合機能」よりは「代表機能」に優れている」とし、一方、「独任制の首長（執行機関）は、意思形成が容易で一貫した政治指導を積極的に展開しやすい」、「代表機能」よりも「統合機能」に優れている」としています。そして、5 行目ですが、江藤教授は、「議会と首長とはそれぞれ異なった特性を持ちながらも、住民代表機構という意味では同じである。両者は、住民意思の「代表機能」と「統合機能」を期待され、どちらが住民意思を的確に反映しているかを「競い合う関係」である。この制度を機関競争主義と呼びたい」と述べております。端的に申し上げますと、首長も議会議員も直接住民が選出する重要な住民代表機関であり、一方が他方に追従するのではなく、それぞれの機関が得意とする分野を活かして政治過程にかかわることにより、よりよい地域経営ができることを目指している、ということでございます。

この理解を前提として、議員報酬についての論述を見ていきたいと思います。

3 枚ほど捲っていただきまして、資料の 104 ページ目を御覧ください。この節では、議員の活動と報酬の関係について述べております。

まず、議員報酬を考える前提として、3 点の共通認識が必要であると述べております。

は議員活動のイメージについてですが、機関競争主義を積極的に作動させている議会を担う議員、すなわち、先ほどの理解で言いますと、住民代表として、一方が他方に追従するのではなく、よりよい地域経営を目指している議員、そのような議員への報酬の議論であること。 は平日開催についてですが、議会・議員には恒常的な活動が求められており、平日議会を想定しなければならないこと。 は議員の資質についてですが、幅広い層の人が議員になることを善しとすること。この 3 点の共通認識が必要であると述べております。

そして、次の 105 ページ目ですが、現行の議員報酬を批判してボランティア議員にすべきという議論について、批判しております。欧米の議員との比較では、106 ページ目にかけて、実際の活動が日本とは違うものであること、戦前、地方議員は「名誉職」であったが、戦後の地方自治制度改革で、議員の名誉職規定が削除され、報酬の支給が義務となったこと、その改正には、議会の役割の増大とそれに伴う議員活動の広がりのためという積極的な理由があり、加えて、より多くの住民が議員となる条件整備の意味もあったことを挙げ、106 ページ目の最後の行では「ボランティアという言葉は美しく響くが、その現実には逆に多様な人々を排除する危険性がある」と指摘しております。

そして、107 ページ目では、生活給としての議員報酬も必ずしも万能ではない旨を述べて、107 ページの最後の行ですが、「議員報酬は、…正答を導きだすのは困難である」、また、1 枚捲っていただきまして、108 ページ目の 9 行目、「さまざまな変数があり、正答はない」としております。それでもなお、続けて、「だが、現行での議員報酬の削減は、機関競争主義の作動に影を落とすとともに多様な人材を議会に送り出すことにも逆行する」とし、同じく 108 ページの最後の段落におきまして、「しっかりと機関競争主義を作動させるために議員活動を行うこと、そして「正答のない」議員報酬を住民とともに考えること」を前提として、「生活給はベストとはいえないが現時点で採用できるベターな方策である」とまとめております。

次に、資料の 129 ページ目は、主に議員定数について述べている節ですが、その 132 ページ目を御覧ください。

「行政改革の論理と議会改革の論理」と題している部分ですが、「行政改革の論理での報酬削減や定数削減は、表面的には住民の賛同を得るかもしれない。しかし、それでは議会の存在意義が薄れ地域民主主義を発展させることはできない」と述べております。

「行政改革は効率よく執行することを目的として」、一方「議会改革は、住民自治の根幹として住民との意見交換を踏まえ…政策提言…とともに決定を行い、その実施を監視し評価することを目的として」おり、「議会のパワーアップの視点から報酬や定数を議論することが必要」で、「時流に乗って」報酬削減や定数削減に邁進することは、議会の自殺行為であるし、結局、住民自治にとっての背信行為になる」として、安易な議員報酬の削減について警鐘を鳴らしているところでございます。

次に、資料の 179 ページ目を御覧ください。この節では、議員報酬の議論の到達点について述べております。

180 ページ目を御覧ください。ここでは、福島県の会津若松市、北海道の福島町、奈良県の生駒市における議員報酬の議論について、その論点をまとめ、そこでなされた提案が今までの議員報酬の議論に終止符を打つものであるとしております。

論点としては、そこにありますように、単なる行政改革の論理、すなわち削減の論理で議論すべきではなく、議会を充実させる視点での議論が必要であること、議員報酬と議員定数とは関連性がないこと、議員報酬額決定の要素として、地方分権時代には従来とはまったく異なる責任を議会が負い、その議会を担う議員を創り出さなけれ

ばならないこと、特定の層だけを議員としないために、サラリーマンも退職して生活できるような、生活給的な水準でなければならないこと、181 ページに入りまして、議会活動だけではなく、調査研究、議案の精読などの議員活動も対象に含めなければならないこと、しかし、その議員活動を分類することは困難であること、議員と同様の公選職である首長の給与を基準にすること、首長の活動量と議員の活動量を比較し、その比率で議員報酬を確定すること、を挙げまして、これらのことを議員報酬額決定の要素とする、というのが論点としてまとめられております。

以上、山梨学院大学江藤教授の考えについて御紹介致しました。

次の資料 29-01 は、明治大学政治経済学部講師の廣瀬和彦氏による議員報酬の考え方に関する資料でございます。

廣瀬講師のプロフィールにつきましては、資料のインデックスに記載しておりますとおり、全国市議会議長会調査広報部参事で、議会運営に関する著書や雑誌連載が多数ある方ですが、先日、廣瀬講師による議員報酬等に関する講座が開催されまして、事務局で参加し、聴講して参りました。その際、廣瀬講師御本人から、当審議会において廣瀬講師の資料を使用することについて御快諾をいただいて参りましたので、その内容の御紹介をさせていただくものでございます。

講座の内容は、議員報酬の意義や法改正の経緯などの話もありましたが、この場では、議員報酬算定の方式に特化して、御紹介させていただきます。

資料の 1 ページ目ですが、議員報酬算定の方式としては、この から までのものが考えられるというものでございます。次のページ以降、ひとつひとつ御紹介して参りますが、中には、現実的には算定が困難であるなど、参考程度として御紹介する方式もありますので、予め御承知おきいただきたいと思います。

それでは、2 ページ目を御覧ください。

ひとつ目の方式、「 市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方」でございますが、廣瀬講師によりますと、市政への貢献度、すなわち成果や利益が出れば出るだけ議員報酬に反映させるということは、最も住民の理解を得られやすいと思われるけれども、指数化することが困難であるため、この方式は事実上あり得ないということでした。

次に、3 ページ目を御覧ください。

「 執行部職員の給与を基準とする考え方」でございます。かつて、昭和 37 年に、当時の自治省の行政局長内簡で、都道府県議会の議員報酬については都道府県の部長級の間程度を適当とする考えが示されたとのことですが、その後、自治省の通知によって、議員報酬については特別職報酬等審議会を設置して検討するよう要請されたことに伴いまして、この昭和 37 年の行政局長内簡は廃止されております。したがって、現在、この

考え方を直ちに採用することはできないとのことでございます。

また、参考として、昭和 44 年に、市議会議長会が、議員報酬を市長給の概ね 2 分の 1 に該当する課長給を最低基準とすることが適当であるとの考えを示したとのことでございます。これは、選挙で選ばれた議員であるので、選挙で選ばれない一般職よりも、額としては高額であるべきだとの考えによるもののようでございます。なお、これについては、市議会議長会すなわち議員報酬の当事者の考え方ですので、参考程度に考えるべきだとの廣瀬講師の意見でございました。

したがって、この 考え方につきましては、かつてはこのように考えられていた、という参考程度に捉えていただければと思います。

次に、4 ページ目を御覧ください。

「 国会議員の歳費を基準とする考え方」でございます。

ここで一旦、資料 29-02 を御覧いただきたいと思います。

資料 29-02 は、国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定でございますが、まず、国会法第 35 条では、国会議員は、「一般職の国家公務員の最高の給与額（地域手当等の手当を除く。）より少なくない歳費を受ける。」と規定されております。そして、その下、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第 1 条で、歳費の月額として、議長が 2,170,000 円、副議長が 1,584,000 円、議員が 1,294,000 円と定められております。また、第 7 条では、議員が国の公務員を兼ねる場合は、歳費を受け、公務員の給料を受けないけれども、公務員の給料額が歳費の額よりも多いときは、その差額が支給される旨が規定されておまして、国会法第 35 条の趣旨によるものと考えられます。

次に、資料 29-03 を御覧ください。

これは、一般職の職員の給与に関する法律、すなわち国家公務員の給与を定めている法律ですが、一般職の国家公務員で最高の給料額が支給されているのは、第 6 条第 1 項第 11 号に掲げられている指定職でございます。これは、例えば、各省庁の事務次官、すなわち事務方のトップなどの職であり、その額は、資料の 2 ページ目にあります、別表第 11 の中で、最高 1,198,000 円と規定されております。

ここでまた資料 29-01 の 4 ページ目に戻っていただきたいと思います。ただ今御確認いただきましたように、国家公務員の最高の給料額が 1,198,000 円と規定されているところ、国会法第 35 条の規定に基づいて、国会議員の歳費はそれよりも少なくない額 1,294,000 円と定められている、というものでございます。この、国家公務員の最高額と国会議員の歳費の額との比率を基に、地方議会議員の議員報酬を算定するというのが、歳費を基準とする考え方のひとつでございます。

次に、5 ページ目を御覧ください。

国会議員の歳費を基準とする考え方のもうひとつとして、国会議員と市議会議員の会期日数等の比較をしたものでございます。このデータからは、衆議院に対する市議会の議会活動が概ね 4 割程度と示されております。

次に、6 ページ目を御覧ください。

ただ今申し上げました国会議員の歳費を基準とするふたつの考え方によれば、このふたつの計算式が考えられる、というものでございます。

まず、上の式ですが、「国会議員の歳費÷一般職の公務員の最高の給料額」、すなわち国家公務員の最高額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、それを地方議会に当てはめる、すなわち地方公務員の最高額に乗じて地方議会の議員報酬を算定する、というものでございます。

実際に青森市の場合に当てはめて算定した数値については、後ほど改めてお示しいたいと思います。

その下の式ですが、「国会議員の歳費×0.4」、すなわちこれは、前の5ページで見ましたように、国会活動に対する市議会の活動の割合が概ね4割程度であるので、国会議員の歳費に0.4を乗じて地方議会の議員報酬を算定する、というものでございます。

ただし、議員の活動量につきましては、第1回審議会で各種資料の御説明の際に申し上げましたように、本会議や委員会などの議会活動だけではなく、日常的な市民意見の聴取などの活動も含めて考えるべきであるという趣旨が反映されて現在の地方自治法の規定がある、ということがありますが、この点、国会議員の場合も、国会の会期以外の活動が多くあるので、それを含めても比率としては概ね4割程度であろう、というのが、廣瀬講師の見解でございました。

次に、7ページ目を御覧ください。

「日当制を根拠に支出する方法」でございます。

例として、福島県の矢祭町が挙げられていますが、矢祭町では、議員報酬を、議会に1回出席するごとに3万円を支給する日当制に変更した、ということでございます。

ただし、先ほども申し上げましたように、議員の活動は本会議等への出席だけでは捉えられないことや、先ほど山梨学院大学の江藤教授の著書の中で御確認いただきましたように、議員報酬は特定の層だけを議員としないためにサラリーマンも退職して生活できるような生活給的な水準でなければならないと考えられることなどから、この方式につきましては、参考程度に捉える必要があるのではないかと考えております。

次に、8ページ目を御覧ください。

「当該団体の長の給与額を基準とする考え方」でございます。

捲って9ページ目を御覧いただきまして、そこでは、市長の給料と議員報酬の比較が記載されておりますが、議員報酬は、全国平均で、概ね市長の5割、というところでございます。

次に、10ページ目を御覧ください。

当該団体の長の給与額を基準とする考え方の理由が示されておりまして、ひとつには、議員も長も共に公選により就任する特別職であり、対等の立場で当該団体の重要機能を分担し、共に住民に対して政治責任を負う地位にある等その身分、性格が類似していること、ふたつには、議員報酬は、当該団体の財政事情、住民所得水準、一般職員給与との比較等諸般の事情を総合的に考慮し、決定することが適当と考えられるが、一般にこ

これらの事情は、長の給料額の決定の際すでに考慮され尽くしていると認められること、というものでございます。

この考え方に基つきまして、議員の活動量を算定し、市長との比較によって議員報酬を算定するものですが、続いて、11 ページを御覧ください。

議員の職務遂行日数の計算方法ですが、議会活動日数を基本として、議会外の日常議員活動を考慮する必要がある、というものでございまして、この議員活動の捉え方は、これまでも御説明申し上げてきたところと同様のものでございます。

次に、12 ページ目を御覧ください。

「 比較方式 」でございます。

これは、類似団体の各議会の議員報酬年額を議員活動日数で除し、自分の議会の値で各議会の値を除して指数化して検討する方法、とのことでございますが、実際問題と致しまして、類似団体、例えば中核市の各議会の議員活動日数が不明ですし、もとより、青森市議会の議員活動日数そのものが明らかではありませんので、この方式によることは事実上困難な状態にあると御理解いただきたいと思います。

次に、13 ページ目を御覧ください。

「 議会費を固定化して定数と報酬を考える方法 」でございます。

これは、議会費を例えば歳出全体の 1% に固定して、その範囲内に収まるように議員定数と報酬を考える、というものでございます。

ただし、この方式につきましましては、議会費には、議員報酬のみならず、議会事務局職員の人件費や図書の購入費など、議会に関する様々な経費が含まれており、地方分権時代において議会の機能の充実・強化が図られている中で、議会費を固定化することに対する批判も考えられるところでございます。

更には、その固定化する率を何%にするのか、ここでは「例えば 1% 」としておりますが、この 1% という数値が妥当かどうかの判断も必要になります。

ここで、資料 28、山梨学院大学の江藤教授の「自治体議会学」をもう一度御覧いただきたいと思えます。資料 28 の 129 ページ目を御覧ください。議員報酬と議員定数との関係について論じておりますが、議会費を一定とすればという論理は説得力がない旨、述べております。

したがいまして、この の方式につきましましては、参考程度に捉える必要があるのではないかと考えております。

ここまで、廣瀬講師が提唱する から までの議員報酬算定の方式について御紹介致しました。

全体を俯瞰致しますと、参考程度と捉えるべき方式もいくつかございますので、当審議会において実際に検討に値するのは、 と ではないかと考えておりまして、因みに、廣瀬講師は、 の方式がよいと考えているとのことでした。

それでは次に、その と の方式に、実際の青森市の数値を当てはめてみたいと思います。

資料 30-01 を御覧ください。

資料 30-01 の 1 ページ目の上段は、 の「国会議員の歳費を基準とする考え方」による算定でございます。資料 29-01 の 6 ページ目に記載された算式に対応するものです。

そのうちの、まず、(ア)の算式は、国会法第 35 条の趣旨、すなわち一般職の国家公務員の給料を下回らない、という考え方を反映し、国家公務員の最高額に対する国会議員の歳費の額の割合を議員報酬にも当てはめるものですが、ここで一旦、資料 30-02 を御覧いただきたいと思います。

資料 30-02 は、青森市職員の給与に関する条例の抜粋でございまして、この条例に青森市の一般職職員の給料額が規定されております。この中で、別表第 1・行政職給料表の 9 級の列の一番下、資料の 2 ページ目ですが、一番右側の列、41 号給の行の、黄色くマーカーしておりますけれども、537,700 円という額が、最高の額でございます。実際のところ、この 9 級に格付けされている職員は、青森市においては過去も現在もおりませんけれども、理論上は、この額が最高の給料額として規定されております。

ここでまた、資料 30-01 の 1 ページ目に戻っていただきまして、 の(ア)の算式を見ていただきますと、「国会議員の歳費÷一般職の公務員の最高の給料額」、すなわち国家公務員の最高額に対する国会議員の歳費の額の割合ですが、1,294,000 円割る 1,198,000 円でこれが約 1.08 となります。これを青森市に当てはめまして、青森市の一般職職員の最高の給料額 537,700 円に乘じますと、議員報酬額は、約 581,000 円と算定されるところでございます。

次の(イ)の算式は、衆議院議員と市議会議員の会期日数等の比較に着目したのですが、資料の次のページ、2 ページ目を御覧いただきたいと思います。

資料の 2 ページ目の上段、《 参考》と記載のある部分でございます。先ほど見ていただいた資料 29-01 の 5 ページ目では、衆議院に対する市議会の議会活動が概ね 4 割程度と示されておりましたが、その 4 割という数値は、規模の小さい自治体も全て含めた平均値でしたので、改めて青森市議会の実績を確認致しました。その平成 22 年の実績が、表に記載のとおりでございまして、先ほど廣瀬先生が用いていた市議会の数値は、全国市議会議長会の実態調査による数値でしたので、青森市議会の数値も、その実態調査による数値を用いました。その結果、比率に致しますと、平均で約 45%という数値でございました。

ここでまた、その前の 1 ページ目に戻っていただきまして、 の(イ)の算式ですが、国会議員の歳費 1,294,000 円の 45%で、582,000 円と算定されるところでございます。

次に、その下、 の「当該団体の長の給与額を基準とする考え方」による算定でございます。資料 29-01 の 8 ページから 12 ページまでの内容に対応するものです。

改めて、資料 29-01 の 9 ページ目を御覧いただきたいと思います。

そこでは、市長給料に対する議員報酬の割合が、49.5%とされておりますが、これは、

規模の小さい自治体も全て含めた平均値で算定されておりますので、改めて、青森市の類似団体、すなわち中核市の数値で算定してみました。それが、資料を行ったり来たりで恐縮ですが、資料 30-01 の 2 ページ目の下段でございます。

資料 30-01 の 2 ページ目の下段、《 参考》と記載のある部分でございますが、中核市の市長の給料平均額に対する議員報酬平均額の割合は、ここに記載のとおり 59.4% ございました。

そこで、その前のページに戻っていただきまして、 の（ア）の算式ですが、市長の給料月額が 1,000,000 円とされましたので、その 59.4% ということで、594,000 円と算定されるところでございます。

次に、もう一度資料 29-01 の 11 ページ目を御覧いただきたいと思います。資料 29-01 の 11 ページでは、首長の給与額を基準として議員報酬を算定する上での、議員の職務遂行日数の計算方法について述べておりまして、議会活動日数を基本として、議会外の日常議員活動を考慮する必要がある、としております。

これに関連致しまして、もう一度改めて、資料 28、山梨学院大学の江藤教授の「自治体議会学」の 181 ページ目を御覧いただきたいと思います。何度も資料を行ったり来たりで申し訳ございません。

資料 28 の 181 ページ目 6 行目、小文字のローマ数字の でございますが、議員報酬額決定の要素として、「議員と同様の公選職である首長の給与を基準に、生活給と活動量を統合する。首長等の活動量と議員の活動量を比較し、その比率で議員報酬を確定する」と述べております。

実際に、このように議員の活動量を測定し、首長との比率によって議員報酬額を確定した例として、三重県議会がございますので、これを御紹介したいと思います。

資料 30-03 を御覧いただきたいと思います。資料 30-03 は、三重県議会が設置した「議員報酬等に関する在り方調査会」による報告書の抜粋でございます。

この報告書の、表紙を捲って 1 ページ目を御覧ください。

この調査会は、議員の活動を支える議員報酬等のあり方を県民に十分説明できるよう、適正水準やその根拠を示すことを目的として設置されたこと、現行制度上、議員報酬額は、首長が設置する特別職報酬等審議会に諮問され、その答申は客観性・専門性が高いものと認められるが、当事者たる議員がその根拠を示すことができないという状況になっているので、そうした状況を打開するために設置されたものであること、が述べられております。

この調査会は、実際に、平成 22 年 9 月からの 1 年間を対象として、三重県議会の全議員にアンケート調査を行い、議員の活動実態の詳細な分析を行っており、分量が多いためここではその部分を省略しておりますが、端的に結論を確認致しますと、1 枚捲っていただいて 42 ページを御覧ください。

議員報酬は、知事の給料に、職務活動時間による比率を乗じて算定することとして、その職務活動時間による比率は、この調査会による調査の結果、知事を 1 とすれば、議員はほぼ 0.7 と考えることができる、としております。そして、44 ページを御覧いただきまして、議員報酬額は、知事の給料 128 万円に 0.7 を乗じて、89.6 万円と結論付けて

おります。

この職務活動時間の比率 0.7 について、調査会は、次の 45 ページにありますように、「0.7 という比率は、独任制の知事であるか、合議体の一員であるかの違いを一定程度反映したものといつてよい。「4 年の任期の間、他の収入が一切なくても、その活動に専従できる条件をできるだけ整える方向で議員報酬のあり方を検討することが望ましい」とする本調査会の観点からは、0.7 掛けは、県会議員としての職務を果たすための活動に費やされている時間・日数を報酬に反映させる比率として現実的で妥当な判断基準ではないかと考える」と述べております。

ここで再び、資料 30-01 の 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。一番下、の(イ)の算式を御覧ください。三つあるうちの、一番上の算式でございます。三重県の場合、議員の 1 年間の活動実態について調査を行い、その職務活動時間を測定したわけですが、青森市においてそのような調査を行ったことはなく、したがって、青森市議会議員の職務活動時間については明らかではありません。そこで、地方議会議員ということで共通する活動が多いであろうと仮定して、その 0.7 という比率を借りてくると、その算式のとおりに、議員報酬は、700,000 円と算定されるところでございます。もちろん、この数字につきましては、県会議員と市議会議員の違い、地域状況の違いなどが考えられますことから、参考程度としてみる必要があるのではないかと考えております。

また、その下の二つの式は、会津若松市の比率を借りてきたものですが、ここで、資料 28、山梨学院大学の江藤教授の「自治体議会学」の 139 ページ目を御覧いただきたいと思います。

資料 28 の 139 ページ目からは、会津若松市の事例が記載されておりまして、その内容を簡単に御紹介致しますと、会津若松市議会の議員報酬算定の考え方は、議会自らが議員報酬等を重要テーマとして設定し、住民との議論を経て検討を重ね、あるべき議会活動・議員活動を住民に約束して、その活動の対価としての議員報酬を算定する、というものでございます。そして、その結論を申し上げますと、142 ページ目の 1 行目でありまして、議会・議員活動を累積すると 8 時間を 1 日で換算し 185 日の活動日数であり、市長の活動日数が 345 日であったことから、市長の月収に 345 分の 185 を乗じたものを議員報酬月額最高額と致しました。最終的には、144 ページ目にありますとおり、議員活動換算日数は 169 日とされております。

ここで再び、資料 30-01 の 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。一番下、の(イ)の下二つの算式を御覧ください。

三重県議会の例と同様に、ただ今御覧いただきました会津若松市の議員の活動日数の比率を借りてくるとすれば、という意味での計算式でございます。会津若松市の場合、市長の活動日数 345 日に対して当初は 185 日と測定して、345 分の 185 で 0.54 と換算されて、また、最終的には、市長の活動日数 345 日に対して 169 日、345 分の 169 で 0.49 と換算されて、それぞれの数値を借りて青森市長の給料月額に乗じて算定すれば、そのような結果になる、というものでございます。

これも、先ほどの三重県議会の例と同様に、地域の事情が違ふことや、会津若松市が人口約 12 万 3 千人で青森市に比べて規模が小さい自治体であることなどから、当然議員

の活動状況にも違いがあると考えられますので、あくまでも参考程度として参照していただければと思います。

引き続き、資料 31 を御覧ください。

資料 31 は、議長、副議長、議員それぞれの議員報酬額の比率を表したものでございます。前回の審議会で副市長の給料月額を議論していただいた際に、市長と副市長の給料月額の比率を参考にいただきましたが、それと同様の資料でございます。議員報酬の額についての議論はこれからですが、仮に一般の議員の分の議員報酬額が決まれば、その後の議長・副議長の議員報酬額を議論する際の参考としていただければと考えております。

1 ページ目は、青森市議会の議長、副議長、議員それぞれの比率の、平成 4 年の改定から平成 15 年の改定までの推移でございます。これによりますと、議員の議員報酬額を 100 としたときに、議長は最も低くて 113.3、最も高くて 113.8、副議長は最も低くて 103.9、最も高くて 104.3 でございます。

次に、2 ページ目を御覧ください。

これは、中核市 43 市の、議員の議員報酬額を 100 としたときの議長・副議長の比率を示したのですが、平均では、議長が 117.4、副議長が 107.1 でございます。

因みに、前回の審議会で副市長の給料月額を御議論いただいた際に、市長と副市長の給料月額の比率を確認していただきましたが、そのときは、市長を 100 としたときの副市長の比率が、青森市では 78.8、中核市平均では 81.8 で、青森市と中核市平均との差は 3 ポイントでございました。

今回、議員報酬の比率を青森市と中核市平均とで比較致しますと、これも差は概ね 3 ポイント程度でございますので、副市長のそれと同様に、青森市の比率は中核市平均にほぼ近いものとなっております。

資料 31 までのところで、説明については、以上でございます。

○福士会長

では額について議論しますけれども、もうひとつ、実施日については、額について決まったあとで議論したいと思います。ただ今いろいろ御説明いただいて、また私なりの事務局との協議を経て試算みたいなものも出させていただきましたけれども、これについて、皆さん御意見をお出しいただければと思います。

○三国谷委員

質問でもよろしいですか。先ほどこっとわからなかったんですが、資料 30-01、(イ)職務執行日数の割合 0.45 ってあって、それが 2 ページ目の上の表の 45 だという話なんです。45 っていうのはこれ、どうして出てきたんですか。47.3 とか 48.4 とかこれをみんな足して平均で割ったんですか。

○ 山谷人事課長

はい。これは単純平均です。

○ 三国谷委員

そうするとこれは、衆議院の会期が 222 日で、本会議の開催日数が 62 日、これを全部足して計算するものではないんですか。会期 222 日の中に本会議会議日数って含まれてるものなんですか。言おうとしているのは、3 つのパーセントを足して 45 というのであれば、最初から衆議院の 3 つの日数を足したものを市議会の 3 つの日数を足したもので割ればいいのではないかと思ったからです。

○ 福士会長

要するに加重平均をとるべきだということですね。

○ 嶋口総務部長

国会の場合であれば、通常国会とかの会期 100 何日とか決められます。その中で本会議の開催日数が 62 日、市議会の場合も例えば会期 30 日と決めますけれど、その中で本会議開かれるのは、1 定例会当たり 7 日とか 8 日とか。

○ 三国谷委員

そうですね、議案熟考日だとか…。

○ 嶋口総務部長

その中で委員会が開催されますので、会期というのは、本会議とか委員会とか議案熟考の日数も含めての日数。

○ 三国谷委員

だから会期の中に、本会議開催日数も含まれるんでしょう。だからこれらを足すことは意味がないっていうことを言ってるんですね。

○ 嶋口総務部長

そうですね、はい。

○ 三国谷委員

でも、足すと意味がないのであれば、なんでその 3 つのパーセントを足すのは意味があるんですか。47.3 と 48.4 と 38.6 を 3 つ足して 3 で割れば 45 だと説明したけれども、基となる日数足すのが意味がないのであれば、その割合を足して割っても意味がないんでないですか。

○ 嶋口総務部長

ですから、国会議員と市議会議員の活動量の比率を…。

○ 三国谷委員

いや、中身の話ではなく、今言ったように、日数を足してやったとしても意味がないとなれば、100 の中に 30 が含まれているんだから意味がないよねということを言ってるわけですね。

○ 嶋口総務部長

この会期の日数と本会議の日数を全部足し上げていっても、あまり意味のある数字にならないとは思いますが。

ここで言っているのは、衆議院と市議会の活動量を比較するに当たって、会期で見るとこれくらい、本会議の開催日数で見ればと、ひとつの指標だけで妥当な比率が出てこないで、3 つの比率を出して、どの辺が国会議員と市議会議員を比較した場合に、適当な…。

○ 三国谷委員

それは大丈夫ですよ、わかりますから。今、計算の方式として、3 つ足して 45 っていう説明だったもので、それぞれ、47.3 というのは、222 分の 105 が 47.3 なんですよ。その平均であれば…。

○ 嶋口総務部長

3 つ足してっていうのは、この比率の単純平均。

○ 山谷人事課長

比率の単純平均ですので、意味はなくてはいいんです。それぞれの 3 つの項目の平均ですので、それぞれの会期でいうと 47.3 だし、本会議だけで見ると 48 だし、委員会だけで見ると 38 だし。それぞれの項目の平均を出すということには、それは意味はなくてはいい、意味はあるんです。

○ 三国谷委員

大変失礼しました。そういうもんですか、わかりました。それが 45 で 1 ページ目の 0.45 になったと、そうですか。

○ 福士会長

よろしいですか。他に御質問、御意見ありませんか。

○ 三国谷委員

あと、中身の話もしていいでしょうか。

○福士会長
はい、どうぞ。

○三国谷委員

（ア）の中で、国会議員を対象に算式出しておりますけれども、県議会議員であればどうなんですか。国会議員だとあまりにも市町村とやることが違いすぎる、一方は国だし片方は地方だし。であれば、例えば、国会議員の歳費を青森県議会議員の報酬というふうにして置き換えてやれば、そういう考えは出てこないもんですか。確かに廣瀬さんはこう書いてあることはわかるけれども。国会議員と比較して、あるいは一般職の公務員の最高の給料額ということで、指定職俸給表の 8 号をもってきたとしても元々なじまないですね。国の公務員の採用試験制度と地方公務員の採用試験制度が違うから、なかなかなじまないと思う。だから、例えば、青森県に置き換えてやることはできないんでしょうか、これは質問です。

○山谷人事課長

ここの算式の意図は、国会法 35 条の考え方があるので、国会法 35 条の趣旨を地方議会議員にも生かせば、ということになります。この算式に県議会議員を当てはめるとするのは、それはまさに意味がない、といいますか、県議会議員の議員報酬はそれぞれ地方議会の議員報酬ですので、国会法 35 条の趣旨があるわけではないので、この算式に、県議会議員のものを当てはめて、県の一般職の最高の給料額を当てはめてというのは、そもそも県議会議員の議員報酬というのがそういうふうに算定されているものだとはいえませんので、それはあまり意味がないのかなと思います。

○三国谷委員

そういうことですか。

○田村委員

資料 30-01 の 1 ページ（イ）で、会津若松市議会等が議員の活動日数を基準にしているということなんですが、これは、青森市の議員の活動日数というのはわからないんですか。

○山谷人事課長

はい、これはわかりません。調査したことがないので。要は、議会の活動日数だけではなくて、議会が開催されていない期間の、例えば市民からの意見を聴取したりとか、そういうような活動も含めての日数ですので、青森市議会については…。

○田村委員

過去に一度もそういう調査をしたことがないということですね。わかりました。

○鎌田委員

調査をしたこともなければ、例えば報告する義務もなかったということなんですか。

○山谷人事課長

はい。

○松宮委員

よろしいですか。質問といいますか意見なんですけれども。

前回、市長と副市長の給料を決めたわけですが、特にバランスの問題で決めたんですが、先ほど御説明にありましたように、市長のだいたい 78.8%でしたか、ということですと動いてきたので、この前の案としては、市長を 100 万円にしたので 78 万 8 千円にすると。その根拠としては、ずっと長いこと 78.8 できたということと、もうひとつは先ほどの御説明のとおり、中核市が 81.8 で 3 ポイントしかなくてたいした差ではないから、78.8 でいいんじゃないかというお話でした。とすれば、議員についてはなぜそういう考え方をとらないんでしょうか。要するに、議員が 63 万 3 千円なわけですね。そして、市長が 118 万円。すると、その比率というのはこの比率じゃないんですよね。56.4%ですか、間違ってたらすみませんけれども、それぐらいの数字になるかと思うんですけれども、118 万円と 63 万 3 千円はですよ。要するに論理として、副市長については今までのやつでやったと、議員についてはそうではなくて別な数字を使うというのは、なんか説明として苦しいかなと。もしやるのであれば、今まで議員についても平成 9 年からずっとこの数字 63 万 3 千円できてるわけですから、考え方としてはひとつ。

それから、もうひとつはですね、資料 30-01 の中に、青森の数字として 0.594 ということで、これは中核市の比較だという御説明がありまして、その根拠は後ろに参考となっているわけなんですけれども、この参考で使っている数字というのは、見てみますと、いわゆる「条例＋削減額」の数字ですよ。前にいただいた資料 24-01 でしたかでは。ところが副市長の給料の計算については、「条例」の数字をベースにしていると思うんですよ。これは条例を使うべきだと思うんですよ。副市長については「条例」、議員については、「条例＋削減額」という数字を使うというのは、これは論理としては違うんじゃないでしょうか。使うのであれば、同じ土俵の数字を使って数字を出すべきだと思うんですよ。この 2 点そう思いますので申し上げておきたいと思います。間違ってたらずいしていただきたいんですが。

○嶋口総務部長

今のお話の試算はそういう試算も当然できることですので、ただ、副市長の給料については、考え方として、市長の給料との比率というのを使ってきたと思うんですが、議員の場合には、考え方としては市長の給料との比率という考え方では出してこなかったと思うんです。他都市との比較だとか、一般職の給料の変動とかですね。前の議員報酬に対して何パーセント上げるとか下げるとか、という感じでできたもので、考え方と

しては、議員報酬については、首長の給料の比率でというのは、今までとはちょっと違う考え方ということで、ひとつの考え方としてお示ししているんですけども、おそらく、議員報酬と市長の給料の比率というのはそんなにズレはないと思うんですけども、どれくらいの比率になっていたか、過去何ヵ年かの変化分を計算してみないとすぐには…。

○松宮委員

比率というのは、議員と市長のですか、それははっきりしているんじゃないですか。要するに議員は平成9年からは報酬を改定していないということなんですよ。

○嶋口総務部長

平成9年からは改定していません。

○松宮委員

少なくとも平成9年から今まではずっと同じなんですよ。63万3千円なんですよ。

○田村人事課主幹

議員は平成15年に市長と一緒に改定しています。

○松宮委員

平成15年ですか、そうすれば、少なくとも平成15年から10年間くらいは同じなわけで、その間、市長の給料は118万円同じですよ。

○田村人事課主幹

はい。

○松宮委員

とすれば、比率は何も変わってないわけですよ、過去10年間同じですよ。

○嶋口総務部長

条例上の比率は変わってないですが、実際、市長の給料については減額とかをしているので。

○松宮委員

とすれば、この表にですね、議員の報酬と長の給料というふうに使っていますから、私が申し上げているのは、とすれば、条例の数字を使うべきではないかというのが意見なんです。そうでないと、副市長のとの整合性がとれないだろうと。

○田村人事課主幹

ひとつよろしいでしょうか。先ほど松宮委員から御質問（意見）があった、中核市の額の話なんですけど、おっしゃるように条例で規定されている額で言いますと、中核市の市長の給料が 1,094,605 円、中核市の議員報酬が 617,558 円で、これを率にしますと 56.4%という数字になります。

○松宮委員

そうですね、そう思います。ですから、使うのであればその数字を使うべきだというのが私の意見です。

○福士会長

59.4%から 56.4.%ということですね。それはそれでいいんですけどね。ただ、これまでのいきさつですとか額の水準の問題とかということでの概ねの妥当性といいますか、そういったところも少しはこうなんていうか、これ 56 万 4 千円になると、今実際の支給額が 56 万 9 千円（569,700 円）ですよ、条例によると 63 万 3 千円。その関係でどうなのかという感じもちょっとするんですけどね。あとはどうでしょうか。

○三国谷委員

ちょっと基本的なことですが、今ここで議論しているのは、資料 30-01 として、ここに（ア）（イ）（ア）と 3 つの数字が書かれていて、（イ）が参考として書かれていますけれども、この 3 つの中から選ぶということをおっしゃっているんですか。

○福士会長

いいえ。

○三国谷委員

そうではないんですよ。

○福士会長

私は、とりあえずこれが基本的な考え方として（ア）（イ）（ア）がありますね、この 3 つの中から、また、これらを総合的に考えて判断したらいかがかなと私は思っていますけれど。

○三国谷委員

じゃあこの中から選ぶということではないんですね。

○福士会長

はい、必ずしもね。この 3 つの範囲の中で総合的にお考えいただければいいかなと思ってましたけれども。というのは、議論して結果として額が出た場合に、市民を納得させるような水準のものでありたいなというのがひとつあるものですから。ここに出た数

字であれば、だいたい市民も納得してくれるかなということです。

○三国谷委員

ところで、そうであれば、ちょっとお聞きしたいのは、この前、市長さんの給料については、資料 27-02 で正規分布表を用いて出すと、これとなんで同じことをしないんでしょう。

○福士会長

それは、中核市の財政の問題と（給料の）水準を重ねあわせて決めたわけですね。その中で市長の給料の水準が出たわけですから、財政の変数（指数）というのは 100 万円の中に盛り込まれていると、だから、これを基準にしてやっても格別不都合はないだろうということです。

○三国谷委員

そこはあとで議論するということでしたらそれはあとにさせていただいて、今聞いているのは、先般やったのと、あれは大変科学的だというようなお話やに聞こえたもので、それを同じような手法を使えばいいのではないかとっているだけです。それをなぜに排除しているんですかということを知っているんです。

○福士会長

それは、技術的に可能ですか、事務局の方に伺いますが。

○山谷人事課長

当然出せるのは出せるんですけども、会長と相談させていただきながらこの試案を練っていたときに、この正規分布の方法も考えられるが、今回、議員報酬に関しては、研究者の方が議員報酬の算定の考え方というのをすでに十分議論されて研究されて、算定の方式というのをこうやって発表されているので、むしろその知見を利用するべきなのではないか、というところがひとつです。正規分布というのはまさに青森市のオリジナルの考え方であるということもありますので、であれば、有識者の、研究者の研究を利用するほうがいいのだろうということです。それから、先ほど会長がおっしゃったように、市長の給料月額を基準とするという考え方を考慮するので、その中で、いろんな財政力指数ですとかも考慮した要素も反映されるだろうと、そうであればそれでいいのではないかというふうに考えております。

○三国谷委員

全然わからないんですけども。まず結論的には、市長の給料を決めるにあたって、山谷課長さんは、仮定すると概ね 100 万円くらいのところに位置するだろうというようなお話をし、ずっと仮定、仮定、仮定と言って、普通は仮定を検証して、他のものと検証した結果、それが同じ数字が出るからその仮定が正しかったとわかるんですけども、仮

定しただけで進んでますよね。でも、それはそれでいいんだということで皆さんが賛成したそうだから、それについて異を唱えているわけでないのさ。だた、あれと同じような大変ユニークな方法であると思うけれども、別に他の知見だろうがなんだろうが、青森市がオリジナルでそれが科学的な知見からも耐え得るものであれば、検証として同じ方法やってみればいいんじゃないですか。なぜそれを排除するのか、それが不思議です。

そして2つ目。確かに、第1回目（審議会）の鈴木理事さんのお話では、前回の平成24年度の審議会でのいろんなやりとりの成果というものは、そのまま今回の審議会に持ってくるようなものはないというようなお話はあったけれども、とは申せ、伝統的には、一般職の給料の変化率を用いて出してますよね、一般的には。それは確かなことです。だから、そういう方法をなぜに排除したのか。だから、前回のやつを（昭和）43年の行政局長通達に基づいて参考資料を基にして検討するんだから、それらも全て検討し、その中で青森市オリジナル、あるいは国の通知とか、前例はなかなかないかもしれないけれども、専門的な学者さんの知見を検証として用いるのはなんら悪いことではないけれども、今までの伝統的な手法を全て排除するというのはいかがなものかと言っているんです。だから、この中には、一般職の給与の変動率のやつ出てきてないじゃないですか。そういうのもきちんと出したうえで検討するべきだと僕は思います。

○福士会長

事務局、今のおっしゃること理解できましたか。

○嶋口総務部長

はい。排除したっていうわけではなくて、いろんな著作とか研究成果の方式で、今、その中でどれがいいかということで抽出してそれ当てはめるとこういう結果になりますということで、別に、それ自体排除しているわけではないんですが。

○三国谷委員

大変失礼いたしました。

○嶋口総務部長

この一般的に最近言われているこういう手法でやると、こういう形になりますというのをお示ししたんですけども、これまでの、いわゆるこういう知見とは関係なく、過去からの一般職の変動率を掛ければどうなるか、ということは、計算すれば、当然、すぐ出てきますので。

○山谷人事課長

一般職のその改定率は、すでに資料でお渡ししておりますので、お示ししているとおりです。

ただ、そういう資料もすでにお配りしてますけれども、議員報酬の額の算定の方式については、すでに研究がされているので、その方式を活用したほうがよろしいのではな

いかと。

○木村委員

研究では、会津若松方式っていうのはね、批判されていることなんですよ。一方では、三重県議会方式ね、ここに出てきているけども、三重県議会方式が非常に評価されている、という学会の動きはあります。会津若松は無理。市長が何日で、議員は何日で、それで割って、いくらとかっていう出し方はね、議員生活がそういうものじゃないっていうことね。首長は 365 日かもわからんけれど、議員は計算するとそうはならない。しかし、議員は、議会活動というものが一つある。もう一方では、議員活動という、政治活動というのがある。議員活動と政治活動、これどっかに書いてあったね。江藤さんのね。そうすると、議会活動というのはわかるわけよ、議会、委員会に出てとかね、これはちゃんと計算できる、会津若松方式だからね。じゃ、議員にとって政治活動というのはどこからどこまでかという、非常にこの計算し難いということは、この本にも書いてありますからね。そこで、いろいろと悩んだ結果、三重県の議会方式、これが一番適っているのではないかというような、学会の方向としてはあります。ということでね。だから会津若松方式はゼロにしまえということではないけれども、学会の動きとしては、この三重県方式というのは良く評価されているということだけは言えます。

○三国谷委員

例えばやり方として、今、課長さんが、すでに資料を渡してるんだから、変動率。だから変動率は、66 万 3 千円に変動率のマイナスの 2.7 を掛ければ、おおよそ出て、その後、物価変動をどう調整していくのか、そうやればわかることはわかります。だから、各委員の方々に意見持って来いといったら、私も、意見を持ってくるけれども。私、この間から言ってるとおり、てっきり事務局案があって、私共が、てんでんばらばら案を持ってきてですね、与えた資料から、自分でいいなと思う数字を持って来て、皆、渡しつつしながら見ていくと、大変手間暇がかかるので、普通は、事務局が妥当なところで事務局案として出すと、それについて検討するのかと思ったら、今の話は、すでに例えば、一般職の改定率について渡しててわかってるはずじゃないかと。そりゃ、わかっています。

だから、それを持って、私は今言ったみたいに電卓叩けば簡単です。66.3 に変化率に掛けたもんで、私、提案しますということは、成り立つんですか。前は、松宮さんも私も案を持ってきたけれども、100 万円で決まったんだろうか、という話であったんだけど。それはやり方ですから、特に異は唱えなかったけれども、今言ったように、これは単なる案であって、あと、データから委員がそれぞれ意見を持って来いというなら持ってきますよ。そう難しいことではない。

今言ったように、大人の世界として今まで伝統的なやり方をここでずっとやってですね、最終的な物の値段ですから、値頃感でいくのが普通です。いい悪いは関係なく。だから、会長さんがおっしゃるような、値頃感のところに落ち着いたとしてもいいけれども、理論的にはきちんとすべての方策を検証した結果、こんなところだと納得性があれ

ばいいけれど、今みたいな、伝統的な手法を一切用いないで、この3つの中、もし選べというのであれば抵抗がありますということです。特に排除していないのであれば、どういう議論の展開がでてくるんですか。もう一回これも作り直してやればいいんですか。それとも、案として出てないんですから、この3つの中から決をとることになっているんですかね。意味がさっぱりわからないんですが。

○福士会長

それでは、10分ばかり休憩したいと思うんですがよろしいですか。

【休憩】

○福士会長

それでは、再開したいと思います。では、事務局の方から、さっき質問が出た件で要望に応えるということで。議員報酬の資料、皆さんに渡してあります。

○山谷人事課長

正規分布の曲線の資料をお配り致しました。これについては、先ほども言いましたように、最初、お示ししないで議員報酬の算定の考え方は違うものによるのが良いのではないかということでありましたけれども、三国谷委員の方からこの正規分布を使ったらどうなのかということがありましたので、今、参考までにお配りいたしました。今、マーカーで線引いている部分が、青森市の分布、位置するところになります。市長の給料月額を議論したときに、財政力指数の正規分布と比較して、同じような位置、位置付けするとしたときに、 $-\sigma$ と -2σ のちょうど中間あたりのところで位置付けしましたので、仮に同じようなところを議員報酬を位置付けるとすれば、その $-\sigma$ と -2σ の間でするので、だいたい55万円程度になるのではないかというふうに思われます。ただこれも、結局のところ財政力指数をベースにした比較ということではあります。

ちなみに、仮に55万円と致しますと、現行の条例の額が63万円ですので、条例の額からいうと約13%の削減率の額というような形になります。ちなみに、先ほどお話に出たかと思いますが、市長の給料月額を仮に100万円と置きましたので、条例上の上限額の118万円からの削減率でいうと100万円にすると15%削減という率になります。ただ、実際のところその118万円支給されている訳ではございませんので、あまりその118万円から100万円になったその削減率っていうのは、あまり、そこは考えても意味がないのかなというふうに思います。

○田村委員

はい、いいですか。そもそも最初の時に、前回の審議会の答申とか、今の状況とかは置いて、適正な報酬額を決めたいっていうところが出発点だったと思うんですよね。なので、何%減とかね、そういうことはあまり考える必要は、私はないと思うんです。

○福士会長

それは結果として数値が出たってときのことを考えたんですか。

○田村委員

ええ。今日の御説明で、機関競争主義っていう考え方があって、市長も議員も直接住民の代表であるし、どちらが追従するものでもない。その考え方は大いに私も賛同できるところで、それを前提に考えれば、市長のその報酬の決め方も、それから議員の報酬の決め方も、やはり同じやり方で出したほうがすっきりすると思うんですよね。で、今出していただいたのが、これなわけですよね。これは同じ市長と、同じその財政力指数と中核他都市との比較、というところで落とすという、まったく同じ…。

○福士会長

中核都市に則った数値ですよ。

○田村委員

そうですね。- σ と - 2σ の間に落とす、真ん中に落とすというのは、まさしく市長の、100 万円を決めたときと同じやり方なので、研究者のいう知見というのは参考ということで、私は同じやり方ということで、これが良いのじゃないかなと思いました。

○福士会長

誤解がないようにお答えしていきますけど、私は何もどれにするとかこだわっているわけでは一切ありませんので。ここに出たのは、あくまでも参考でね。これを一つの議論のたたき台にさせていただければということでお出ししたんですから。

では、他に御意見どうですか。

○佐々木委員

やはり私は、議員さんの報酬とまた市長さんの給料の考え方ですね、若干違っていいんじゃないかなと思うんです。というのは、江藤先生ですか、これ見ていきますと、非常に議員さんの問題につきまして、非常にきっちりしてるんですが。私もいろいろ図書館に行ってみたんですが、長の報酬の決め方については、なかなか私探せませんでした。そういうふうなところからいきますと、長のほうの考え方っていうのは、相当それぞれによって違う問題があるんじゃないかなというふうに私は感じてるわけですよ。そうすれば、長の考え方と議員の考え方が違って、何ら問題はないような感じは、私は受けました。もし同じであれば、この江藤先生そのものもですね、長の考え方についても出してるんじゃないかなと、こういうふうなのが私の考え方です。

じゃ、そういうふうな意味からいきまして、今出されたやつは、一つの参考として非常にいいと思います。参考としていいと思いますけれども、この会長の試案にありますところの、それぞれの試案の一つの案の中に加えていただいても結構だと思いますので。それを基に、それぞれ議論してもらえればいいんじゃないかなというふうに私は

考えていますけれども。

○今委員

私もそれに賛成します。

○鎌田委員

私もどちらかと言うと、そうですね、市長さんだとリーダーだから、前回の様な決め方もいいと思うんですけども、議員さんというのは、いわゆる、これまでの資料にもありましたけれども、住民の代表ということもありますので、やっぱり、決め方というのは、その報酬額が住民にとって納得のいくものかどうかということもやっぱり一つ考えなきゃだめなんではないかと思いました。この前の会議の最後に、私が議員さんの給料のことで、何か市民から御意見が届いてませんかということを聞いたんですけども、若干あるということを何か答えていただきました。で、相談された中身のことはちょっとあくまでも想像なんですけれども、最近の様々な雑誌やら新聞の中で見てみると、やはり議員の給料は、市民感覚から見ると、「え～こんなにもらっているの。」というようなところもあるのではないかと思います。

ということで、この方法も妥当なんでしょうけれども、やはり、これ一本ではなくて、やはりもうちょっと住民の説明されて、納得のいく方法というのがいいんじゃないかと思いました。

○木村委員

そういう御意見もあるんですよ。議員のね、報酬は高いんじゃないか。特に最近の地方議会は減茶苦茶でしょ。だから、議員達の報酬がね、高いんだという意見も出ている。が、しかしね、江藤先生がここにも言っているように、ただ議員の報酬を低くすればいいっていう問題じゃないんだと。生活給なんだから、ある程度の報酬をちゃんと出す、その代わり仕事をちゃんとしてもらうということで。また、報酬があまり低ければ、いい議員もリクルートできないじゃないかということも言っているのね。そういう意味で、私は、あまり議員報酬を下げるということは反対です。いかに現状よりも、いくらか励みになるような額を出せればと。その額を出せるための公式がどうなるのかということが、今問題になっている。

○鎌田委員

私も、べらぼうに下げてもいいっていうわけではないと思いますけど。

○福士会長

誰もそういうことはおっしゃってませんから。

○石田委員

今の議論は、例えば下げることじゃなくて、我々はやっぱり仕事をしていただ

いたほうが、本来、議員の職務として、より以上の（仕事をしていただく）と。そこにあると思うので。歳費を若干少なくして逃げられるよりは・・・。

○木村委員

やる気をなくする。

○石田委員

また、やるべきことをやっていただいてね。だけど、そこで何かしらの検証するとか、こういうふうなシステムも大事ですよ。ある意味ではね。やってるかどうかという市民が認めるような視点というかな。今後、やっぱりどういうふうにその辺をね、ただ選挙ってだけでなく、それ以前にもうちょっと何かしらの構想を考えなきゃいけないんじゃないかなということ。

○福士会長

議員の活動報告書だとかね。

○石田委員

そうなんですよ。だからそれをもうちょっと、市民に分かり易い形で、評価を受けるような形でやるべきだと思うんですが。

そういう意味で、基本的には今話しされている指標を、会長試案の指標と先ほどの指標、三国谷さんお話ししていることも、合わせて、要は、必ずこのどれかの公式に決めなきゃいけないというわけでもないし、そういう指標の中で、じゃあ、我々そのために、額どこで押さえましょうかとそういう指標はこれこれこういうふうになってますよと。あくまでも皆ファクターですよ、参考のファクターなので。こういうふうなことで、どうでしょう、決めて押し出していただいたらいいんじゃないですかね。

○福士会長

そうですね。他にどうですか。

○敦賀委員

会長の試案と、三国谷委員のが出てきて、議員報酬のやつ出てきまして、皆さんと同じなんですけども。あと問題はですね、現行の議員さんが貰っている報酬っていうのがあるわけですよ。どうしても気になるのは、極端な乖離っていうのは、またいろんな問題が出て来るんじゃないかなというところが一つある。今、63万円の受給で、10%の削減で進んできると。現行の議員さんは、この後選挙があって、その次の議員さんが対象になるわけなんですけども、その辺もある程度、頭においておく必要があるんじゃないかなと。あとは、この額をやる場合、最終的に条例化することになれば、議員さんを説得、要は納得してもらわなければだめだと、もちろん市民にも納得してもらわなければだめだと。その辺の視点もやっぱり入れて議論すべきではないかなと、ちょっと思い

ました。

○福士会長

はい、わかりました。議員さんから見ても市民から見ても額けるような水準の報酬ということですね。いくらぐらいなんですかね、それは。今までは、条例で 63 万 3 千円、実際は 56 万 9 千 7 百円ということで今まではもらってたわけですね。いいですね。

○嶋口総務部長

そうです。

○福士会長

よろしいですね。ですから、この辺も考慮しながら、隠すところがないっていうのはちょっと語弊がありますけども、金額にしたらどうかなと思うんですけども。ただ、56 万 9 千 7 百円、まあ 57 万円だとしますよね、仮に。そうしますと、今の議員報酬のこれ(正規分布)からいくと、13%減の、55 万円ですね。ですから、今の 57 万円から 2 万円ダウンということになりますね。果たして、それでいいのかどうかということが一つですね。

それから、私共のほうで出した試案の中で、58 万円から 59 万円というのが妥当かどうかとして、一つの選択肢、根拠としてまとめましたけれども、その辺、額的な問題について、また考え方として何を選ぶかということ、あるいは、自らの考え方で納得性があれば、それでもいいです。どうでしょう。

○今委員

ちょっと一ついいですか。手当のことなんですけども。市長、副市長には寒冷地手当というのが 5 ヶ月間続いていますね。冬期間っていうんですかね。

○福士会長

議員には付かないでしょう。出るのは政務活動費でしたか。

○田村人事課主幹

手当でいけば期末手当です。

政務活動費は、また手当等とは別なものです。

○福士会長

別ですね。そうすると給与とは別の範囲で論じられる、次元が違うってことですね。で、手当は出ないんでしょ、この他に。議員さんは。

○田村人事課主幹

この期末手当の他はないです。

○今委員

寒冷地手当っていう、これは今の市長さんでいくと、配偶者、扶養者の有り無しで違うんですが。若干ですか、9万円ぐらいの年間のものが付いてるんですね。年間っていうか冬期間のですね。そういうものが若干ですね、あったりするので、そういったものを含めた配慮が必要なのかなと感じたりしました。

○松宮委員

出せないでしょ、手当は。法律上出せないでしょ。

○今委員

はい、それは矛盾点、そういうものも他にあるってことですね。

○福士会長

はい、ということで、どういうふうに進めればいいのか。額を中心にいきますか。

○松宮委員

よろしいですか。今、このそれぞれ50万円、55万円ということで。私、こだわるわけじゃないんですけども、山谷課長といいますか、市のほうに、部長さんにもお伺いしたいんですが、先ほどのここに出された数字、0.59ってやつ。その条例ベースでいくと、0.56。要するに、金額で56万4千円になるんじゃないか。むしろ、そちらの数字を使うべきじゃないか。こういう御意見申し上げました分、その辺のところは、市としてはどういうふうにお考えになりますか。

大した問題じゃないから、0.59でいいっていうふうになりますか。

○嶋口総務部長

条例上っていうのは、これは青森の市長と議員の比率が0.56でしたか。

○松宮委員

そうです。要するに、市で出されたこの案で使ってる数字0.594っていうのは、条例プラス削減額をベースにして、計算した数字じゃないですかと。とすれば、条例ベースで計算し直した数字で使うべきじゃないか、というのが私の意見です。それが0.564なんです。考えとしては、そのほうが普通なんじゃないかな。

○松宮委員

中核市の条例ベース。

○松宮委員

はい、そうです。というのは、副市長の場合は条例ベースでやったわけですね。78.8

と。とすれば議員も同じ数字を使うべきじゃないかと。とすれば 56 万 4 千円という数字になるわけなんですけど。

○福士会長

さっきの 55 万円と合ってますね。

○松宮委員

だいたい。その辺というふうに思うんですけど。何かしらやはり根拠がないとだめだと思いますんで。そういった意味ではそうなるのかなと。

○木村委員

それだと、現状よりかなり落ちるということ。

○松宮委員

落ちますね。ただ落ちますけども、今現在、10%ダウンを議員がやってるわけですよ。だから、その辺のところからすると、現在の数字が 56 万いくらじゃなかったでしたか。

○福士会長

今ですね、56 万 9 千 7 百円ですので、約 57 万円と見て・・・。

○松宮委員

それを 56 万 4 千円ということで、5 千円くらい落ちることになりますけども。

○福士会長

5 千円くらいの案だったら、議員さんも受け付けるかな。

○松宮委員

変な話ですが、市民の感情も考えますと、どうかなという感じがするものですから。

○三国谷委員

大変、なんでありますけども。私共は審議終わると解職されますけども、審議会自体はずっと続くんだと思います。くどい話なんですけども。前回、議員報酬について、15%削減したとき理由とか説明してて、何か、今の議会対策的話もあったんで言いますけど。前回の理屈と今回の理屈の継続性ってことがないと、なかなか困難なような気がしますね。前は、最初 7.4%、一般職の改定率が 7.4%、給料表ベースで。それが 10.2%、それは、実額月収レベルで。それが 13.4%、それは年収レベルでと。というような形で、段々格差が大きくなったんです。それを踏まえて 15%になったんですね。で、今度、それが議会水準あんまり高いんじゃないかと様々な議論があったようですけども。今度、

それとは全然、別な理屈で下げたときに、果たして継続性の議論がですね。市長さんであれば、市長さんが御自分でお決めになることですから、議会関係ないから、大変、言葉なんですけど、「えいや」といったとしても、理由書いてないから「えいや」ですよ。財政困難とかでいいんだろうけども。

議員の場合は、理屈をきちんとしなければ、なかなか困難なような気がします。前回の理屈を踏まえたうえで決めないと、継続性がないのではないかと気がします。そうではなく、審議会というのは委員解職とともに、また、全然別個で構わないんだよということであれば、それはそれですけども、私は、なかなかそうならないような気がしたから今言いました。

○木村委員

こういう混乱したときね、政治的に解決するという言葉があるんだけどもね。僕、現状より下げた形での審議会での額は出してもらいたくないなという希望はあります。たったの5千円だっていう話だったけどもね。そりゃ5千円でもね、やっぱり消費税もあるわけだからね。そういう意味では、現状よりはいくらか…。

○福士会長

いくらかでも、議会議員を鼓舞するという。

○木村委員

そういうことでね、一つがんばってくださいよと。さっきも話に出たけれども、議会報告なんかね、これどんどんやるべきなんだよ。今、選挙のときは顔見えるけども、選挙終わってしまえば、議員はどこにいるのかわからん、という。

だからね、議会報告をどんどんやってください。やっても集まらない、3人が4人より集まらないって言ったってね、3人が4人集まって、それを積み重ねに集まってくるんですよ。僕はそれを議員達に言ってるわけさ。だから、今の現状の報酬より下げるということは、僕はだめ(だと思う)。いくらかでもいいから、加算してやるべきであるということ。消費税が上がったからという、もう何でもいいんだよ、理由はね。ただ、このパーセンテージをやってね、公式に当てはめてだけやるってということだけではね、僕はだめだと思う。だから、もうちょっと、政治的に判断してどうなんですかって僕言ったのは、そこなんですよ。

○福士会長

それからもう一つ、私ね、一応こう試算を出したわけですよ。それには、金額にそれぞれ算定根拠が、良し悪しは別にしてもあると。それから、今のこの(正規分布の)55万円にしてもある、ということなんだけれども。もし額を決めて、その何か一つの算定根拠みたいなものを示せない、ちょっと提案としては弱いかなというような感じがするわけですよ。その、あんまり下げない、むしろ上げるべきだということ、もしそれでいくとこれは崩壊しますよね、まずね。でも、これはこうだけれども、やっぱり消

費税その他生活環境でプラスいくら設けたとか、現状を勘案すると、これぐらいがベターじゃないかなというのをはさんで、ある程度納得できる。数値とは、必ずしも一致しなくても。そういう考え方もできますよね。それでいいのかどうかということなんですけども。どうなんでしょう。

○松宮委員

今、木村先生のお話なんですけどね、消費税なんていうのは、でも議員だけじゃないですよ、先生ね。年金生活者は、もっと効いてるわけですよ。要するに、青森の圧倒的多数の、その平均の世帯あたりの収入で 240 万円かいくらでしょ。議員の場合は、言えばなんですけども、やはり、仮に 60 万円だとすると 720 万円プラス期末手当で約 200 万円くらい出てるわけですよ。900 万円くらい出てるわけですよ。だから、やっぱり市民はそれ見てると思うんですよ。だから、今 10%ダウンしてるわけなんですけども、市民感情としては、その 10%をもうちょっと改善っていうか、増やしたいっていうのは、私は、大変難しいんじゃないかなって感じ。私はむしろ逆に、若干でもですね…。

○福士会長

15%を蹴って、10%にした時の市民感情っていうのが残ってると。それを考慮するべきだということですね。

○松宮委員

はい。現実的に、今の市長が 15%で上がってるわけですからね。だから、市民の気持ちとしては、大変強いものが多分あるだろうと。

○木村委員

あのね…。

○松宮委員

もう少しいいですか。で、私、議員の皆さんについてもですね、下げることにについては、まるっきり、もう絶対下げないと言う方、本音ではあるかもわかりませんが、言ってる人は少ないと思うんですよ。その額に多少はあるけども、下げざるを得ないだろうなというふうにある程度思っておられるんじゃないかと思うんですけどもね。

○福士会長

ただあれですよ。全部がそうではないですけども、中小企業、青森県はおいといて、その中でも、ボーナスを中心に賃金がいくらか明るさが出てきているということがありますよね。

○松宮委員

ただ、それはごく一部の企業ですね、青森では。

○福士会長

ごく一部か、一部か、3分の1かともかく。

○松宮委員

ボーナスを出せない企業は依然としてありますよね。たくさん。

○福士会長

どうなさいます。

○木村委員

あのね、ここに機関競争主義っていう言葉が出てるけどもね。首長の場合は、これは独任制ということがあって、その背後には、何百人、何千人という職員が支えているわけだよ。議員の場合はね、一人なんですよね。そして議会活動をし、そして政治活動をしなければならない。これを政治活動っていうのはね、どこまでやってもきりが無いような、主に個人的な活動になるんだけども。だから、政治家っていうかな、議員というのはそういう生活をしているんだと。だから、一般の我々サラリーマンみたいな形を考えてやるっていうことは、これは間違ってると思う。やっぱり議員は、そういう議員活動をするためには、それ相当の額を出してやらなきゃだめだと。ということで、サラリーマンと一緒にじゃだめだ。市民感情だけじゃだめだ。市民感情だけでやるんだったら、どんと落とせばいいわけだよ。そうじゃなくて。

○松宮委員

それはわかりますよ。そういうことを言ってるんじゃないですよ。

○佐々木委員

いいですか。今、感情問題がいろいろ話になりましたけども。それを抜きに致しまして、いわゆる数値的な計算算式っていうのと、あと法律的な解釈ですか。そういうふうなのをとるとしたら、国会議員の歳費を基準とする考え方（ ）の（ア）のほうが、一番どなたに対してもはっきりした理論構成ができるんじゃないかなと私は思いますね。

例えば、（ア）の0.594がいいか、0.564がいいかというようなことですけれども、これは、そうすると過去の給与、議員と長の給与との差っていうのは適切かどうかと、そういうふうな議論が何回も今後出てきそうな感じがいたします。そういうふうな意味で。それから、その上の日程の関係につきましても、その数字によって、人によってまた違うんだと。俺はもっと行ってるんだと、そういうふうにする人もいますかもわかりません。

だから、そういうことをいろいろと踏まえていきますと、私は、一番上にある（ア）これが適切な数字かなという感じが致します。強いて言えば、580,788 円でして、下の

部分は 582,300 円を四捨五入したんですね、これ切り捨てればどうかなという感じがしましたけども。強いて言えばね。

○福士会長

そういう意味では、（ア）が一番論拠としては…。

○佐々木委員

ええ。理屈が通るんじゃないかなという感じがしたんですが。

○福士会長

皆さん、どうですか。自分はこれを推したいというのがありますか。

さっきのこれ（正規分布曲線）ももちろんありますけれども。55 万円ですね。

○田村委員

このグラフからいけば、58 万円を上回ると（ -2σ から $-\sigma$ という市長の）あの幅から出てしまうんですね。

○福士会長

55 万円から 3 万円プラスになるんですね。

でも、まあ、58 万円でも財政的にはかなり困窮したところの水準というところでは出てますけれどもね。

どうします。決を採りますか。たぶん、これいくらやっていてもね、金額的にこうだあだと絞り込めないと思うんですよ。どれかを選択するしか方法はないのかなと思うんですけど、皆さんいかがですか。

○今委員

私は、手法を選択すればいいと思います。

今であれば、の国会議員の歳費を基準とするというのか、また、今言った正規分布というところで手法を選択するべきだと思います。

○福士会長

いいですか。じゃあ、4 つの選択肢でもって…。

○三国谷委員

もう一つ、一般職の給与の改定率。さっきも言いました給与の改定率。ここにも資料として出てます給与の改定率を…。

○福士会長

反映させる。

○三国谷委員

はい。

前は給与の改定率をちょっとアレンジして、一般職の中の部長級に特化して 7.4 とか 10.2 というふうにして、そこはアレンジしてますけれども。

○福士会長

一般職の給与の改定率、例えば、15 年以降、平成 15 年でしたっけ。

○三国谷委員

9 年からずっと出てるんじゃないんですか、これ。

○福士会長

どうでしたか。私、データがないので。出たのか、言ったのか、何パーセント。

○佐々木委員

それは基本的にいけば、(ア)のほうの 53 万 7 千円に該当となるんじゃないですか。結果的にいきますと。

○福士会長

そうですね。

○佐々木委員

結果的に言いますと、53 万 7 千円、このところに影響してると思うんですけど。

○福士会長

これ、出ますよね。

変化率はもちろんあるけれども、この 53 万 7 千 7 百円に。

○佐々木委員

それは、一般職の最高(額)でやったんだから。それは改定によってそういうふうな数字になったんだから。

○福士会長

改定が反映されてるから、水準としては。だから、これでもいいんじゃないかという、佐々木委員の御意見ですけれども。

○三国谷委員

ごめんなさい。どれに反映されてるって。69 万？56 万？

○佐々木委員

一般職員の最高（額）。

○福士会長

53万7千7百円ってあるでしょ。それは、今までの給料がいろいろ変動してきたわけですよ。上がってきたか、下がってきたかはともかく。だから、それが反映された数値であるから、それまでの変動率というものは、さほど勘案するに及ばないんじゃないかと。これをやる（一般職の給料を算定に用いる）ことで、十分反映されるだろうという考え方ですよ。

○佐々木委員

そうです。

○福士会長

これ自体が下がったか上昇したかはともかく、その結果として出てきた数値ということですよ。

○三国谷委員

でも、給料表の構造自体が、今お話にあったような構造になってないので。なってないんです。民間の給与の実態調査をしたその数字がそのまま例えば民間が2.0だとすれば、全体2.0あがってるかどうかで、そういう構造になっていないので、あくまでも公務員は、給料表に従うものだと思います。だから、給料表の格差を…。

○福士会長

それは、参考までに、53万7千7百円っていうのは、ここ何年かの間に何%変化した結果なのかってことを出せばいい訳ですね。

○三国谷委員

その差額を、変化率ですから、平成15年なら15年度、今の同じ位置のところをどれだけ変化したかを見ていくと。

○福士会長

その変化率を用いるべきだということですね。

○三国谷委員

そうです。

○福士会長

変化率すぐ出ますか。事務局のほうで。

○三国谷委員

変化率はこの中に出てきますよ。

給料表見ればすぐ出ますよ。あるはずですよ 15 年の給料表。

○敦賀委員

全体的には下がってきてるでしょ。下げ率はちょっとわかんないですけど。

○佐々木委員

給料表は下がってきてる感じだよね。

○福士会長

そうすると、今だと 63 万 3 千円っていうのがありますよね、平成 15 年でしたか。職員の給料が例えば 5%下がってたら、それを適用して、63 万 3 千円の 5%減でやるべきだと、そういう考え方ですね。

○三国谷委員

そうです。

○田村人事課主幹

よろしいでしょうか。

今、三国谷委員がおっしゃったのは、前回の平成 24 年の審議会の時に出した 7.4 のお話ですと、比べてるのは、平成 14 年の時の部長級の最高の額とそれから平成 24 年の給料表最高の額を比較して、変化率として 7.4%下がったというふうに出てるんですけども、それを今に合わせてその変化率を出せばいいんじゃないかということによろしいでしょうか。

○三国谷委員

そうです。

○田村人事課主幹

ということであれば、平成 24 年のときに使った部長級の最高額というのが、8 級 9 級が部長級なんですけれども、実際、今、部長級の最高で現在いるのは、8 級の最後の号給なんです。先程来出ている 9 級というのは、部長級が行き着く給料表の最高（の級）ではあるなんですけれども、そこには、過去も今もないので、平成 24 年のときは 8 級を使って 7.4 というパーセントが出ています。

今、9 級の最高額と平成 14 年の額を比較すると、マイナスではなくてプラスで出てます。+ 4.1%という変化率になってしまいます。

○三国谷委員

さっき言ったように、民間の給与実態調査そのまま反映しないんですよ。どこに重点的にやるかって話。それは当然ですよ。だから、今言ってるのは、前回と同じような形でやるべきだろうと言ってるんですよ。

だから、前回 7.4%であったけれども、斟酌して 10%削減にしようというのは議論になった訳でしょ。その後、13.4%になったから、じゃあ切り上げて 15%になったんだから、別に 7.4 だから 7.4 そのままでやるべきだと言ってる訳じゃなく、その考え方を使うべきだと言ってるんですよ。

だから、まるっきりイコールじゃなくて別にいいんじゃないですか、それは。7.4 だから 10%の削減率でいきましょうというのは立派なことだと思いますよ、それは。だから、考え方として、そういうのを、他の団体でも基本的には一般職の変化率を用いているようですから、本市においてもそれを使うのがいいんじゃないでしょうか。例えば、前回もそういう考え方でやってますからというのが私の論拠ですよ。

別に決探ると聞いたから、そんなところ関係ありませんから。

○福士会長

要するに、10%減が妥当っておっしゃりたいんですか。

○三国谷委員

考え方として、変化率を用いてやるべきだと言ってるんです。

○福士会長

だから 10%減っていうことでしょ。7.4%？

○三国谷委員

私は 7.4%です。

○福士会長

(7.4%) を用いるべきだということですか。

○三国谷委員

今の変化率はわかりませんけど。

○福士会長

7.4%減であるべきだということですよ。

○三国谷委員

前回、24 年度と同じような考え方を用いて、変化率をもってやるべきだと言っていま

す。

○田村委員

プラスになっちゃうんでしょ。

○田村人事課主幹

そうですね。

ちなみにですけれども、前回の平成 24 年の答申というか答えとして出てきたのは、今の 7.8 (7.4) ではなくて、部長級の平均給料がこれまでに 10.2% 下げられているので、これを考慮した上で、市長、副市長はいくら、議員は結果 15% というふうな出し方をしているので、いろいろな数字は議論の中では出たんですけれども、最終的には、部長級職員の平均給料が 10.2% 引き下げられているのでというものと、これまで引き下げてこなかったことを踏まえて…。

○三国谷委員

そう。ペナルティー的な要素を含めて 15% としたんですよ、前は。

○田村人事課主幹

前は、そういう結論になったということです。

○福士会長

また、10% ということになる、今と全然変化がないですね。

○三国谷委員

給料表の変動率を用いるっていうのは、私が再三言っていて、今、田村主幹がおっしゃったのは、それは給料表だけではなく、月の支給額でいくんでしょ。

○田村人事課主幹

前は、実際の部長級に支給されてる額の平均を出した、ということです。

○三国谷委員

それは、理論的にちょっと、奇妙な点が、ちょっと合理性を欠く部分があるから、そうではなく給料表の変化率だけでいくべきだと私は言ってるんです。

○田村人事課主幹

給料表の変化率でということであれば、今回、53 万 7 千 7 百円と比較するとプラス 4.1%。14 年よりも変わってる形になります。

○三国谷委員

8 級で？

○田村人事課主幹

8 級だと結局同じです。実際の部長級の本当に位置するところは 8 級ですね。可能性としては 9 級まであるんですけど。

○三国谷委員

今までやったことないですよ。

○田村人事課主幹

今まではないです。

○三国谷委員

これからもまずないですよ。ないのさ。だから、8 級が実態に合ってるんだから、実態に合ってるところの最高号給であって、それは別に問題ない。

だって、給料表の構造が違って来る。皆さんが普段使っている 8 級を使えばいいだろうという話をしています。

○田村人事課主幹

資料の 30 - 2 に青森市の条例が資料としてあるんですけども、今、話になっているのが、その 2 ページ目で、マーカーを付けてところが 9 級なんですけれども、青森市の部長級は 8 級と 9 級と 2 つあります。で、部長級の最高額が 53 万 7 千 7 百円というお話をきていてまして、ただ、9 級の部長級は、重要な業務を所掌する部長及び技監の職員とされておりまして、今現在はいないということです。

○佐々木委員

だけど、なる可能性はある訳だよね。

○田村人事課主幹

可能性はあります。

○佐々木委員

可能性あるんであったら、そっちを使うべきだって感じしますがね。市長がさらに重要な仕事やりなさいよと、その代わり給料をこちらのほうに引き上げるって言ったら、それできるわけだよね。

○田村人事課主幹

はい。その可能性はあります。

○佐々木委員

だとすれば、やっぱり最高額の 53 万っていうのは、理論上いいんでないかと思うけどね。

○三国谷委員

田村主幹、これは、行政職給料表のどれを見てるんですか。

○田村人事課主幹

資料 30 - 2 の・・・。

○三国谷委員

それは、今のやつですよ。

前のやつっていうのは、行政職給料表の平成 14 年改正のやつ、これ 10 級までありますよね。今、10 級の話をしてるんでしょ。

○田村人事課主幹

平成 14 年当時は 10 級（まで）だったので。はい。

○三国谷委員

今、9 級。1 から 9 までしかない。10 級はなくなってる。

○田村人事課主幹

それは、平成 18 年でしたかに、給与構造改革があって、給料表自体が国も変わった時に、こういう形になってます。

○三国谷委員

昔はもう 10 級がなかったってことを言ってるの。14 年当時。おかしいんじゃない。

○田村人事課主幹

昔は、10 級まであった給料表でしたので、部長級は 10 級だったんです。今は、9 級までの給料表に変わりまして、部長は 8 級と 9 級というふうになってます。

○三国谷委員

そこまで知識がないから、比較の方法が、どうやら今の話だと、給料表、給料表といってるけれども、平成 14 年 15 年の給料表と、今の給料表の構造が違うんでないかってことを言ってるんでしょ。違うんであれば、そもそも比較なかなか困難なんでしょ。

困難なんでしょ、一番上でやったの。なんで前回、そういう同じ事しなかったの。前回と同じようにやればいいのか。

だって、この（ア）っていうのは、廣瀬教授がおっしゃるようなやり方を踏襲す

ればこうだと言ってるだけの話で、だからそれをここに今まで存在しなかった級であるけれども、理論上あるものを掛けるんだとそれはそれでいいんじゃないですか。別に悪いって言ってない。そうではなく、給料表見直すときどうするんですかって言えば、前回と同じように、給料表上の増減を見ていけばいいだろうと。だから、前、8 級でやったんであれば 8 級でやればいいんじゃないですかっていう話。だって、前、7.4 っていう数字が出たんでしょ。だから、それと同じような算式でもって、それを平成 26 年まで延ばせばどうなりますかって言ってるだけなのさ。微妙に全然ありえない話、今まで使ったことないものをやるじゃなく、私は前回は基本的に踏襲すべきだと言ってるだけの話だからさ。

そこだけなのさ。前回は踏襲すべきだと、7.4。その議論をみんなでやりとりをしながら、7.4 だから 8 がいいんじゃないかとか、10 がいいんじゃないかってやりとりになったんで、これはベースは最初 7.4 から始まったから。そういうふうな議論が本来あるべきだろうと私は思っていると。本来じゃなく、そうあるべきだろうと思う。だから、私の主張は、前回と同じような方法の前段のほうでやるべきだろうというものです。

○佐々木委員

行政の場合であれば、継続っていうふうなことはよくわかりますね。ただ、これ、人事案件、給料案件になれば、そこら辺ちょっと違うんじゃないですかね。今の決め方。

○三国谷委員

そうでしょうね。

○佐々木委員

だから、必ずしも前回がこうだったからああだというような議論はしなくてもいいのかなという感じもしますけれどもね。

○三国谷委員

前回と今まで何も変わってるものがないので、給料表が該当する 24 年・・・。

○佐々木委員

だって、この考え方が前回では全く違うんでしょ。この一番最初の（ア）でしたか。

○三国谷委員

なかったですね。

○佐々木委員

だから、そういう考え方でこれ出してるわけですね。だから、そちらのお話は、そうじゃなく、もう一つ別なもう一つの案を出せと、こういうふうな意味ですね。

○三国谷委員

そう、そう。平成 24 年と同じような方法で。

○佐々木委員

だから、同じようなやつも一つの案として出して、それを併せてみんなで協議したらいいかと。そういうふうな意味ですね。

○三国谷委員

そうです。

○福士会長

それは、平成 24 年以降のものも含めると、8%位になるってということですか。

○田村人事課主幹

同じになると思います。8%弱に。

○福士会長

8%減だといくらになりますか。

○田村人事課主幹

それこそ、58 万 1 千円とか 58 万 2 千円くらいが約 8%です。

○福士会長

どっちから見ても同じだってこと。

そうすればですね、この今の 8%、たまたまっていうとおかしいけれども、8%減ということの従来のやり方と、今の 53 万 7 千 7 百円からいった金額が同じだったということもあって、どうですか、（ア）の金額でもって決めるってということで、皆さん、とりあえずは決を採ってみたいと思うんですがよろしいですか。

○松宮委員

一ついいですか。すいません。うるさくてすいません。

今、8%で 58 万 1 千円ですよというので、金額だけで捉えればそれは一つの考えでしょう。ただ、先程、御発言あったように、そのベースとして国会議員のやつをもってきて云々ということの考え方については、私はちょっと、なんで国会議員さんにと。違和感を非常に感じます。たぶん市民の中でも。

○福士会長

県議会議員だとまだいいってことですか。

○松宮委員

やはり、急に国会議員をもってきてということについては疑問に感じます。

だから、この上の表じゃなくてですね、むしろそういう意味では、こだわるんじゃないですけど。

○福士会長

どうすればいいと思います？具体的に出してください。

○松宮委員

私は二つなんですけどもね。

この表（正規分布図）でいくか、これにも 55 万って出ましたけども当然上下があると思うんですよ。アドバンスがあると思うんですよ。例えばの話が、57 万がいいのかという話があると思います。だから考え方はやっぱり統一すべきだろうと。だから、この図でいくか…。

○福士会長

それからもう一つ、県議会議員のものを参考にしたほうがいいってことですよね。

○松宮委員

いや、それは私は申し上げていません。三国谷委員です。

○福士会長

県議会議員のことを、別にそれで決めるってことではないけれど、それ、データ出ます？

○三国谷委員

はい。県議会議員の議員報酬が 78 万円です。市の給料表のこれと同じルールでいくと、（県職員の最高給料額が）57 万 1 百円で、青森市（職員の最高給料額）が 53 万 7 千 7 百円足す（かける）と、（青森市議会の議員報酬は）約 73 万 5 千円になります。

○福士会長

高いですね。

○木村委員

青森市が？

○三国谷委員

青森市。だって変わらない。同じ給料表を使ってますからね、県も国も。だから、ほぼ同じになる仕掛けです。

- 福士会長
それでいくと、いくらになるってことでしたか？
- 三国谷委員
73 万 5 千 6 百円。
- 福士会長
市議会議員の報酬を 73 万 5 千円にするってことですね。
- 三国谷委員
いえいえ、違います。
- 福士会長
何が 73 万 5 千円？
- 三国谷委員
今、質問されたからです。
- 福士会長
県議会議員の報酬が 73 万 5 千円ってこと？
- 三国谷委員
ええ。計算しましたかってことをお話したんで、それは計算してみておりますと言っただけで、それを主張しておりません。
- 福士会長
県議会議員の給与と市議会議員の給与の格差っていうものは、どういうふうに捉えていらっしゃるんですか。
- 三国谷委員
たぶん、市会議員の方が低くてしかるべきだと思います。
- 福士会長
どの程度に設定するのが妥当？
- 三国谷委員
それはわかりませんね。
さっき、県議会議員（と）言ったのは、国会議員を使うくらいであれば、県議会議員

の方がまだ馴染みがあるんじゃないかってことを言って、それで聞いただけですから、県議会議員と比較するべきだとは何ら私も言うておりません。ただ、一応念のため検証しただけです。

○福士会長

そうすれば、国会議員の歳費と県の公務員の給与を導き出して出すべきだということですね。

○三国谷委員

私は、前回と同じように、条例上に定められている63万3千円って金額がありますと、それに、基本的に一般職の給料表、平均の意味ですけどもね、それを使ってるけれども、前は、青森市は独自に部長級の給料表を使っていたので、その考え方を踏襲すればよろしいだろうと言ってるのです。

○福士会長

別に県議会議員云々と言ってるわけじゃないということですね。

○三国谷委員

（言ってるわけ）じゃないです。

○福士会長

松宮委員、そういうことだそうです。

○三国谷委員

それは松宮委員も御理解しています。

○松宮委員

先程、県議会議員という話があったので、言ったのは三国谷委員ですということで申し上げます。

○今委員

今のその考え方からいくとですね、この算式（（ア））でいったら、一般職の公務員の最高の給与額というところの対応性の見方をしたら、そこには手を付けなくて、そういう結論にするんですか。

そこ（国会議員と国家公務員との関係性）には手を付けなくて、国会議員の歳費だけを県議会議員に変えるってことの話をしてるんですか。

今、（ア）の算式の中で、一般職の公務員の・・・。

○三国谷委員

私は、（ア）は正しくないと思ってるので、質問をしたんです。

○今委員

話の流れとしては、そういうことを今言ってる訳ですよ。

○松宮委員

全くそうじゃないですよ。

○今委員

その中での数字を今やってるんですよ。今の話は。

○三国谷委員

違いますよ。

○松宮委員

いや、考え方として、国会議員ってもってくるのはちょっと馴染まないんじゃないですかという話を私申し上げたんです。それだけの話。

○今委員

とすればですね、ここ（国会議員と国家公務員との関係性）の部分と一緒に考え直さないといけないんじゃないですか。119万8千円という前提自体を。

○松宮委員

何ですか。

○今委員

一般職の公務員の最高の給与額っていう。ここ自体がセットになっている話ですよ、この算式の中では。

○松宮委員

いや、ですから、（ア）の考えじゃなくてですね、むしろ考え方としては、私申し上げてるこの 若しくはこちらの考え……。

○今委員

それはそれでいいですけども、この中の考え方をする上においては、この算式自体はそれ（国会議員と国家公務員との関係性）を前提にしているというものだと思うんですね。そうすると、国会議員の歳費だけのところを県議会議員の今の70数万っていうのをもってきて、算式の意味自体が変わってきちゃうんじゃないかなっていうふうに私は思うんですが。

○三国谷委員

それ、さっき、山谷人事課長がおっしゃってて、国会議員使ったのは法律でもって、国会議員は一般職よりも高い給料をもらうんだってことになってるから、それでもってこれが担保されると御説明受けたから、そうですかって、私わかりましたって言いました。

○今委員

（国会議員の歳費と国家公務員の給料の最高額との）割合の話になるから、それは、同じ話するとなると、このもってくるものは県会議員であるとすれば、この部分の数字を同じ何かの対応するものに変えてですね、やらないと割合としての部分の、これ出せるわけですね。

○三国谷委員

そういうことを言ってるんですか。それはすぐ出ますよ。給料表の構造が県と市が違うので。同じように国も地方公共団体と違うので。国であれば、だから、さっき言いましたように、この一般職の方面の最高俸給料額、指定職給料表の 8 号俸なんですけども、119 万 8 千円、これに対応する青森県の部長（困難職）の部長、一番高いところで 57 万 1 百円です。

○今委員

としたら、そういう形で、この表を読み替えていかないと、この式の整合性が取れないのかなというふうに、私はずっと聞いてて感じたんですが。

割合の話ですね、これは。国家公務員の 119 万に対しての青森市職員の 53 万 7 千円という。割合の話ですから。そうやってやったらまた、これに相当近い数字が出てくるのかなというふうにも思うんですけどもね、どうなんでしょう。

○田村委員

すいません。

の考え方に、賛同するに決まればそういう話になるかもしれないけど、もし の考え方に誰も賛同しなければ、検討する必要がないと思うんだけど。

○三国谷委員

賛同してません。

○松宮委員

そうですね。そう思います。

○福士会長

とりあえずですね、どの案がいいかちょっと採決してみましょう。別にそれで決めるってことじゃなくて。よろしいですか。

の(ア)がより、比較的いいなと思った方、ちょっと挙手願いますか。(5人)

(イ)がいいという方。(1人)

の(ア)がいいという方。(1人)

それから、これ(正規分布図)がいいという方。(1人)

○三国谷委員

私は平成 24 年の同じ給料表の変化率。

○福士会長

あの、手挙げなかった方います？

○三国谷委員

はい。

○福士会長

そうですか。

○三国谷委員

5 番目、まだ出てなかったからです。

私が言ってるのは、平成 24 年と同じように給料表の変化率を用いて算定するというのが私(の意見)。

○福士会長

どうします。

○石田委員

この前、私がお伺いしたのは、要するに前(平成 24 年)の報酬審議会のことについての、つまり流れがあって、前にそういう知見がもしあったら教えてくださいとお聞きしたんだけど、今回の主旨というのは、一つにはそういうことと関わりなくやりましょうよと、そういうことを前提にこの委員会がスタートしたと思ってたので。ただ、その中でやっぱり何かしらの根拠というのは作らなきゃいけないので、そういう意味からいけば、いろいろな考え方がそれぞれあってしかるべきだし、それは別に何もいいんだけど、そういう中では、確かに、正解というのは当然これはあり得ないような議論なので、何らかの根拠をやっぱりきちっと持つということからいけば、法令上決まった考え方っていうのはベースにあるので、この中ではやっぱり、というのはまともじゃないかなって感じは、私はちょっと思ったんですけどもね。

それは、だからといってそのことが市民感情がどうだのとかって話とはまた別の話で

すよ。出す根拠ということからいけば、という意味ですよ。

○福士会長

8%削減だといくらになるって言いましたっけ。

○田村人事課主幹

大体、58万1千円、2千円が8%減です。

○委員（複数）

同じですね。

○福士会長

それではですね、この（ア）の考え方をとりあえず踏襲するってことで、それからもう一つは、これまでの削減率もね、偶然というかたまたま一致してこういうことになり得るのでということで、どうでしょう、（ア）でどうですか。みなさん。

○三国谷委員

私は反対です。

○松宮委員

考え方っていうのは国会議員云々ってことですか。

○福士会長

ええ。

○松宮委員

私も反対です。考え方としては。

○三国谷委員

額はいいんだけども。

○福士会長

これ、県議会議員のでやるとなると、もう一回、県議会議員の…。

○三国谷委員

全然、県議会議員でやれって言ってませんから。

○福士会長

じゃあ、どうすればいいんですか。

単なる削減率でやれってことですか。

○三国谷委員

ですから、そうですよ。私が言ったのは。

○福士会長

8%の削減率でいいってことですか。

○三国谷委員

決を採って、ルールに従って多数決で決めて、いいんじゃないんですか。今、会長さんがおっしゃったように。

参加中、5人とか6人が賛成してる。多数決で（ア）に決定しましたっていうふうに宣言すれば、これで決まりだと思いますよ。どうでしょうかって聞くようなことではない。

○福士会長。

いいですか、じゃあ。

○敦賀委員

今、多数決をこれから採るんだと思うんですけども、ただ、この実際の説明の中に、国会議員の歳費の問題もいいんですけども、その補足の中に例えば、先程の三国谷委員が言った7.8%、そんな補足の説明も入れて、実際提案するって形が可能なのかなと。

○福士会長

そう思いますよ、私も。さっきの8%減のものも絡ませながら、額がマッチングしたっていうことも触れればいいんだと思うますよ。

じゃあ、そういうことで皆さん、（ア）に賛成の方、挙手お願いします。もう一回お願いします。

7人ですね。

反対の方、もう一回改めて。

2人。はい、わかりました。

（挙手なし・・・1名）

そういうことで、58万1千円でいきたいと思います。

それではですね、もう一つ、議長、副議長について、事務局の方から説明をお願いします。

○山谷人事課長

議長、副議長の比率ですけども、先程、資料31で御説明したとおりで、（資料）31

でいきますと、青森市のこれまでの率が、一定ではないんですけれども、議長は 113.3 から 113.8 の間、副議長が 103.9 から 104.3 の間になっております。ちなみに、中核市の平均は、次のページにあるとおりで、前回、副市長の額を決定したときに、中核市平均ではなくて、これまでの青森市の平均を用いて副市長の給料月額を決定しましたので、その辺も加味して御議論いただければというふうに思っております。

○木村委員

県内 10 市あるけれども、その中で、開いてみたら青森市の議員が一番安いってことはあり得ないだろうね。

参考までにそういうの見たくない？

○福士会長

だって、この分布からいけばそういうことあり得ないでしょ。

これ、比率でもっておってるんですけれども、今、説明があったようにですね、今までの議員と議長、副議長の比率がですね、現在のところ議長が 113.4、副議長 103.9 ということです。議員を 100 とするとですね。それから、中核都市を見ますと、平均が議長が議員に対して 117.4、それから説明があったように副議長が 107.1 っていうことなんですけど、どうですか、議長、副議長の報酬をどれくらいに比率、金額どうすべきだというふうなことなんでしょうか。

○田村人事課主幹

よろしいでしょうか。

今、木村委員がおっしゃった、県内で、（青森市の）議員が一番安くなってないかっていうお話だったと思うんですが、八戸市が 57 万 1 千円ですので、58 万 1 千円であれば大丈夫（安くない）ということです。

○福士会長

わかりました。

いかがでしょう。

今までずっと、113、104 前後できてますけども、これをそのまま踏襲するか、それとも中核都市の比率をとりあえずは踏襲するかっていうことになると思うんですけど。また、他の考え方があっても受け付けます。どうぞ。

○三国谷委員

私は、この資料 31 の率で。これ、多分端数調整でちょっと率が変わってるんだと思うので。だから、ここに書かれている割合でいくのがいいと思います。

○福士会長

そうですか。

皆さん、他にどうでしょう。この現状のままのあれ（率）でいいということですか。

○木村委員
平成 15 年？

○福士会長
平成 15 年の率。

○松宮委員
9 年も同じような感じ。

○佐々木委員
同じ率を適用するってことですよ。

○福士会長
これまでと同じ率でいいかどうか。それとも中核都市の比率でいくかってことがありますけれど。じゃあ、このままの比率でよろしいですか。このままの比率でよろしいって方、手を挙げてください。（挙手若しくは賛成の発言があった者：8 名、意思表示しなかった者：1 名 会長除く）

はい、じゃあこれまでの比率ってということでお願いします。
それから、実施時期について事務局の方から。

○山谷人事課長
参考資料としてお配りしました資料 32 について御説明申し上げます。
条例の改正時期について議論していただく際の予備知識となりますように、一般的な条例改正の流れについての参考資料ということで御用意しておりました。

まず、資料に沿って御説明致しますと、まず、青森市議会の定例会は、通常、3 月、6 月、9 月、12 月の年 4 回開催されまして、その会期は、約 1 箇月間でございます。

条例を改正するためには、一部改正条例案を議案として議会に提出致しますけれども、通常、議会の開会日に、その条例案を提出致します。そして、その条例案は、行政分野毎に所管が分かれた常任委員会に付託され、その常任委員会において、審査されることとなります。そして、議会閉会日の本会議において、常任委員会の委員長から審査結果の報告がなされた上で、可決するか否か、表決が行われます。そこで可決されれば、市長において、その条例を公布する、すなわち広く住民に知らしめる手続きをとることになります。

このとき、条例の効力を現実に発動させることを施行と言いますけれども、その施行は、公布日以降となります。特に、給与の引下げなどは、給与を受ける本人にとって不利益になる取扱いですから、法的安定性を害することのないように、そのような不利益な取扱いを遡って適用することはできないという法原則のひとつである不利益不遡及の

原則によりまして、過去に遡って効力を発動させることができないことになります。

したがって、仮に、12月議会に特別職の給料等の引下げを内容とする条例案を提出する場合を考えますと、一般的な日程では、12月初めの議会開会日に条例案を提出し、会期が約1箇月間ですので、12月下旬の議会閉会日に、否決される場合はさておいて、議決されれば、早くも12月末の条例公布となり、それよりも前に遡っての効力発動はできず、実際に引下げを実現できるのはそれ以降、ということになります。

このことから、当審議会の答申がこの先10月中旬になされたことと致しまして、引下げの実施時期を、例えば10月や11月からですとか、あるいは12月1日から実施すべき、とするのは、現実的には困難であるということをご承知おきいただければと思います。

以上です。

○福士会長

そうすれば、どうですか。今、事務局の方からあったような形での実施日ということで。議会終わって公布してということで、よろしゅうございますか。

○木村委員

新しい議員は10月？

○嶋口総務部長

新しい議員の任期は11月26日からです。11月25日までが現在の議員の任期ですので、選挙後の議員の任期は11月26日からになります。

○木村委員

条例とダブらないじゃない。

○福士会長

よろしゅうございますか。皆さん、よろしければ手を上げていただいて。

(挙手した者：7名、挙手していない者：2名(会長含む) 退室した者：1名)

そうすれば、皆さん大変御苦労様でした。お疲れ様でした。

改めて申し上げますけれども、市長の月給月額については100万円。

それから、副市長については78万8千円。

それから、議員の報酬については58万1千円。

それから、副議長の報酬は、議員報酬つまり58万1千円の3.9%増ということで、103.9ですね。

それから、議長については113.4と。金額どうなるかわかりませんが、そういうことで金額よろしゅうございますね。

そういうことで、何か反対の方改めてありますか。

○三国谷委員

さっき、会長さん一番最初、市長さんの給料含めて改めて決を採るってような話したじゃないですか。

○福士会長

はい。今、採りました。

○三国谷委員

100 万円でもいいかについて決を採るんじゃないんですか。採らないんですか、もう。

○福士会長

もう一回、最終的に全員聞いてみましょう。ごめんなさい。ちょっと、頭、混乱してきました。

賛成の方、挙手願います。市長の 100 万円と副市長の 78 万 8 千円。

○三国谷委員

市長の 100 万円は反対です。

○福士会長

そうですか。

じゃあ賛成の方、挙手ください。(挙手した者：8 人)

わかりました。

じゃあ、市長の 100 万円には反対だということですね。

○三国谷委員

はい。

○福士会長

じゃあ、これ議事録に留めておいてください。

じゃあ、実施時期も含めてそういうことで、決まったということによろしゅうございますね。

○佐々木委員

ちょっとよろしいですか。

おそらく、答申したのがですね、今回、議会でどういうふうな討議するのかっていうのが非常に疑問だと思うんです。っていうのは、前回の問題なんかもありますので。

○福士会長

そうですね。

○佐々木委員

答申の中に、付言かなんか入れましてですね、出来得るならば、議論して結構ですから、議会の仕事ですから、結構ですけども、その場合やっぱり答申案を（もとにした議論）ですね、やっぱり下地をはっきりやった上で（議論を）やっていただければと。

○福士会長

次回の審議会は、10月6日月曜日です。よろしいですね。3時からということで。そのときは、事務局と私もちょっと関与しますけれども、答申案を作ってきます。それについて議論する予定ですから、よろしゅうございますか。

○嶋口総務部長

会長、すいません。

さっき、施行について事務局から説明して、それでよろしいですかという形で皆さん御了解いただいたんですけども、こちらが説明したのは、早くても1月1日ともしやべってないですね。

○福士会長

早くても1月ですか？

○嶋口総務部長

早くても1月とも言っていない。

○三国谷委員

27年4月1日なんでしょ。

○福士会長

12月末まで議会があるわけですね。

○嶋口総務部長

12月からというのは無理ですよというお話をしただけで、いつからという話、先ほど事務局の説明ではしてないんですけども。

○福士会長

いつ頃だと納得性がある、1月以降ということでよろしいんですか。

○嶋口総務部長

早くても1月からということになります。

○福士会長

1月以降と2月にずれ込むなんてこともあるんですか。

○嶋口総務部長

それは、何月からでもいいんです。ただ、12月の議会に提案して可決になったとしても、施行は1月1日以降ということになります。

○福士会長

そういうことでよろしいんじゃないですか。

○田村委員

だから、2月でも選べるんですよ。4月でも選べるんですよ。そこをおっしゃっているので、施行時期は1月以降ならば何月にしてもいいわけですよ。なので、それを聞かれていますので、審議会としては1月1日なら1月1日とかはっきりしないと、1月1日でもいいし、4月1日でも可能なんですよ。

○木村委員

12月議会は12月末でしょ。それにかけるわけでしょ。末には議会で揉んで出てくる。それが通れば、審議会の意見が通れば、その間あんまり置いたっておかしいでしょ。12月末に通ったのに4月からじゃおかしいでしょ。

○佐々木委員

常識的には1月1日からでしょ、常識的には。

○木村委員

1月1日からだよ。

○嶋口総務部長

では、1月1日、1月からの施行の答申内容ということで。

○福士会長

はい。

○田村人事課主幹

大変長い時間お疲れ様でした。

次回は10月6日3時から、庁議室でと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。